

第4次伊勢原市地域福祉活動計画

平成30年度～平成34年度



社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 地域福祉とは	1
2 地域福祉活動計画とは	2
3 地域福祉活動計画と地域福祉計画	3
4 第4次地域福祉活動計画策定の背景	3
5 策定のプロセス（概要）	4
6 計画策定における住民参加の手法	5
7 計画の期間と進行管理	6
第2章 計画の考え方	7
1 基本理念	7
2 基本目標	7
第3章 計画の実現に向けて	8
1 基本目標達成のための施策の方向	8
2 施策と役割分担	9
基本目標1 「ふれあい」の場づくり	
1-1 サロン活動の推進	9
1-2 地域活動の拠点づくり	10
基本目標2 「支え合い」の地域づくり	
2-1 見守り活動の推進	11
2-2 支援ネットワークづくりの推進	12
基本目標3 福祉を支える「人づくり」	
3-1 福祉意識の醸成	13
3-2 福祉の担い手の育成	14
基本目標4 「安心して暮らせる」まちづくり	
4-1 相談支援・情報提供体制づくり	16
4-2 成年後見・権利擁護の利用促進	17
4-3 災害時における地域力の強化	18
3 あなたの地域福祉活動計画	19
関係資料	
・伊勢原市の地域の現状	21
・アンケート調査・ヒアリング調査の結果	24
・伊勢原市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	30
・伊勢原市社会福祉協議会地域福祉活動計画点検推進委員会設置要綱	31
・計画策定の体制図	33
・第4次地域福祉活動計画策定委員名簿	34
・第4次地域福祉活動計画点検推進委員名簿	34
・第4次地域福祉活動計画策定の経過について	35
・伊勢原市社会福祉協議会の組織体系と担当業務	36
・平成29年度事業の概要	36



第1章 計画の策定に当たって

1 地域福祉とは

地域福祉とは、地域住民がお互いに人権を尊重し、顔の見える関係づくりを進め、困りごとや心配ごとに耳を傾け、助け合い、「住民一人ひとりの努力(自助)」や「向こう三軒両隣の助け合い(近助)」だけでは解決できない生活課題に対しては、「住民同士の助け合い(共助)」や「公的サービスによる支援(公助)」と協働(注1)して解決へ結びつけ、誰もが安心して暮らせる地域社会を築いていく取組のことです。

近年、家族の機能低下や地域社会のつながりの希薄化が進み、従来の社会福祉制度・サービスでは対応しきれない、複合的な「生活課題」が増加しています。

そのため、これまでの分野別・年齢別の縦割りの支援から、包括的な支援(注2)を行う体制を地域に構築していく方向へと政策転換が行われています。包括的な支援を行うためには、公的な福祉サービスのみでは困難であることから、地域の住民や自治会、地域団体、ボランティア団体等と連携して、公助と近助や共助が協働していくことが求められるようになりました。

さらに、国は、これからの日本のあるべき姿として「地域共生社会(注3)」の実現を掲げています。「支え手側」と「受け手側」とに分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を目指しています。

これらのことから、住民の誰もが地域づくりに参加し、助け合いながら、安心して暮らせる地域社会をつくっていく必要があります。すなわち、住民主体による地域福祉を推進していくことです。

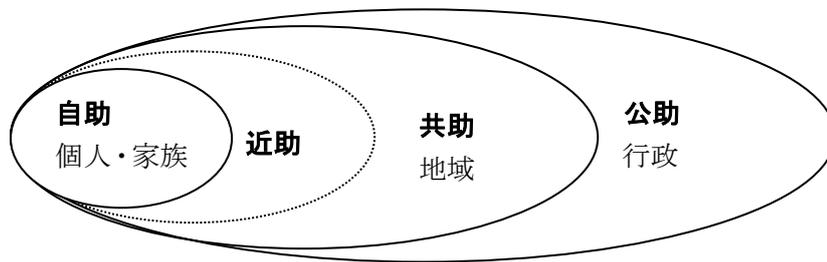
この計画は、そのための行動計画です。「第3次伊勢原市地域福祉活動計画」の計画期間が平成29年度に終了するため、基本理念の「共に支え合い、一人ひとりを大切にするまちづくり」を継承しつつ、平成30年度からの5年間における地域福祉推進のための具体的な行動を「第4次伊勢原市地域福祉活動計画」として策定するものです。

(注1) 協働：複数の主体が、何らかの目標を共有し、共に力を合わせて活動すること。

(注2) 包括的な支援：地域住民による支え合いと公的支援が連携し、総合的に支えること。

(注3) 地域共生社会：子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会のこと。

■地域の単位による地域福祉のイメージ



《取組の例》

- 自助：自分でできることは自分でする（地域の活動に参加する・講座や交流会に出席する・避難所の確認や備蓄を行うなど）。
- 近助：近隣で相互に助け合う（向こう三軒両隣などで日常からの助け合い）。
- 共助：地域社会における相互扶助（自治会単位等による見守り・支え合い活動・ボランティアやNPOによる福祉活動など）
- 公助：行政でなければできないことは、行政がしっかり対応する（公的な福祉サービスなど）。

（注1）：NPO：Non Profit Organizationの略。社会活動を行う非営利の民間団体

2 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会（注2）が呼びかけ、地域住民、当事者団体、ボランティア・NPO法人等の住民参加の下で、地域課題の明確化と解決の協議を行い、その解決に向けた具体的な行動と関係機関・団体の役割分担が明示された民間の行動計画です。

地域福祉活動計画の推進役としての市区町村社会福祉協議会の役割

- ① 地域福祉を進める公的な組織として公民の協働の場を提供すること。
- ② コミュニティワーク（注3）など地域福祉推進の専門性を提供すること。
- ③ 諸団体・関係機関の間を調整すること。

（注2）社会福祉協議会：社会福祉法に規定された、地域福祉の推進を図ることを目的とする公共性・公益性の高い民間福祉団体。全国、都道府県、特別区、政令指定都市、市町村単位で組織されている。

（注3）コミュニティワーク：地域社会において地域住民の福祉ニーズの把握、福祉サービスの開発や連絡・調整などを行う援助技術

3 地域福祉活動計画と地域福祉計画

伊勢原市が策定する地域福祉計画は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉の推進を目的として、同法第107条の規定に基づき、地域における高齢者・障がい者・児童等の福祉に関し、取り組むべき共通事項や福祉サービスの適切な利用促進、社会福祉事業の健全な発達、住民の参加の促進などに関する事項を策定する行政計画です。

地域福祉活動計画と地域福祉計画とは、共に地域福祉の主体である住民等の参加を得て策定されるものであり、「伊勢原市における地域福祉の推進を目的」として互いに補完し、補強し合う関係にあります。

4 第4次地域福祉活動計画策定の背景

少子高齢化・人口減少の進行や経済の低迷が、地域格差や所得格差を拡大させています。シャッター商店街や空家の増加、高齢者のみの「限界集落」の出現など、地域社会の維持・存立が危ぶまれる事態が生じています。失業や不安定雇用などにより生活困窮者や「ワーキングプア（注1）」も増加しています。さらに、一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯、高齢者と独身の子のいわゆる「8050」世帯（注2）、ひとり親世帯の増加に伴って、社会的孤立や引きこもり、老老介護、虐待、ごみ屋敷、孤独死など、新たな「生活課題」が地域に出現しています。

国は、こうした状況に対処する方向として、地域力の強化を打ち出し、「ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）（注3）」において「地域共生社会の実現」を掲げました。これを受けて、厚生労働省は「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置して、地域力強化の方策を取りまとめています。そして、社会福祉法等の一部改正（平成29年6月5日）が行われ、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念（注4）を実現するために、①市町村は包括的な支援体制を構築する役割を担うこと、②市町村は地域福祉計画を策定するよう努めること（努力義務化）、③地域福祉計画は、高齢者、障がい者、児童等の各分野の共通事項を横断的に記載する上位計画とすることなどの改正が行われました。

そうした動向及び「第4期伊勢原市地域福祉計画」を踏まえて、住民が地域づくりの主体となり、地域福祉を推進していくための行動計画として「第4次伊勢原市地域福祉活動計画」を策定します。

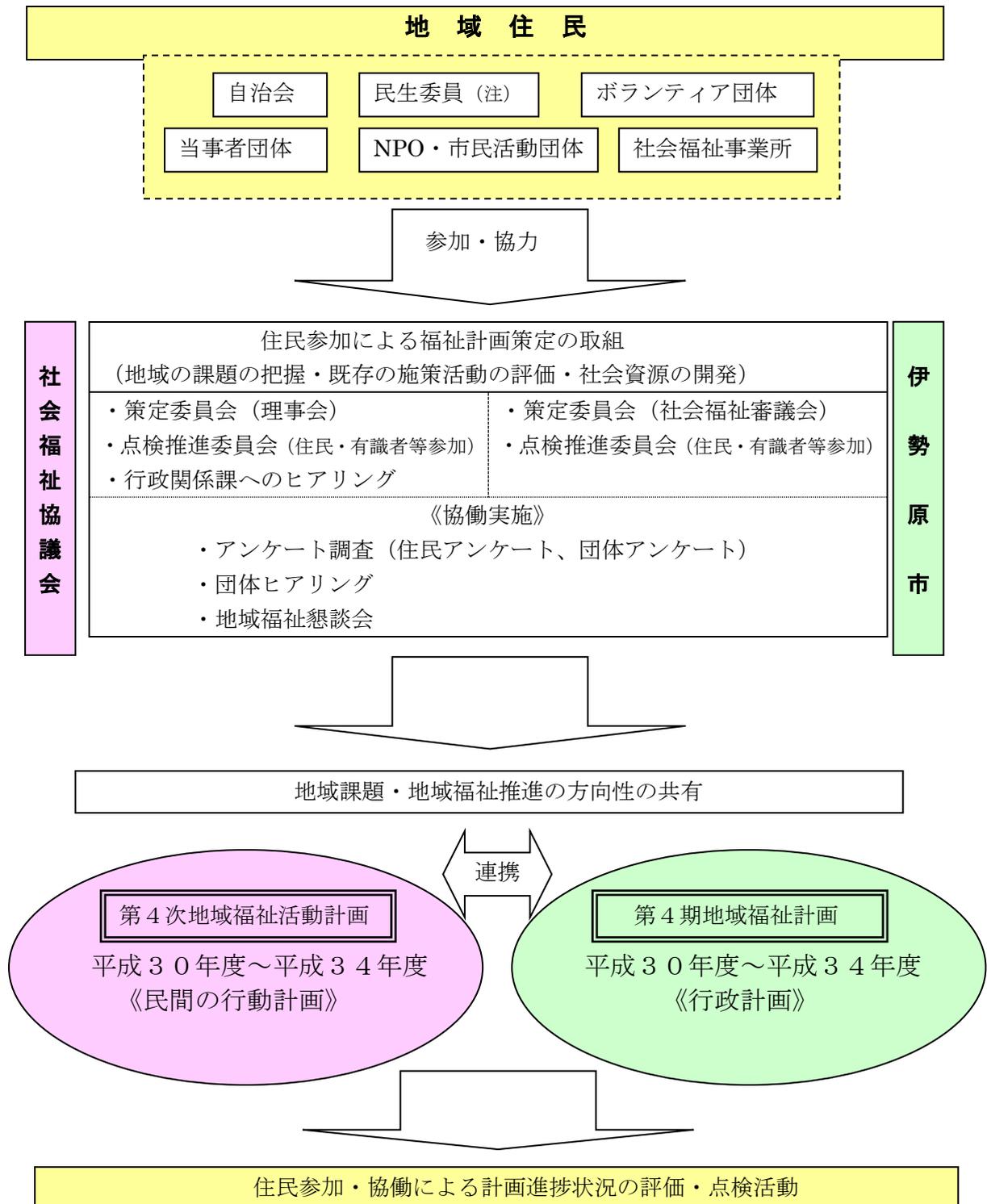
（注1）ワーキングプア：仕事には就くものの低賃金を余儀なくされ、生活保護の水準以下の収入しか得られない社会層のこと。

（注2）「8050」世帯：高齢化する50代の引きこもりと80代の親世帯のこと。

（注3）ニッポン一億総活躍プラン：政府が目指す誰もが活躍できる「一億総活躍社会」の実現に向けて中長期的に実施する政策のこと。

（注4）「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念・・・支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨の理念のこと。

5 策定のプロセス（概要）



（注）民生委員：厚生労働大臣から委嘱され、児童委員を兼ねている。担当する地域の住民の福祉向上のために相談・援助を行い、行政とのパイプ役ともなる。伊勢原市には137名（平成29年10月1日現在）の民生委員がいる。

6 計画策定における住民参加の手法



(1) 地域福祉に関するアンケート調査

- ア 調査の目的 地域福祉に関する市民のニーズ及び生活状況を把握するために実施しました。
- イ 調査の方法 伊勢原市全域の市内在住の18歳以上の男女2,000人を無作為抽出し、郵送で調査票を送付し郵送で回収しました。調査内容は、伊勢原市と合同で作成し、郵送・回収は伊勢原市が行いました。
- ウ 調査期間 平成28年8月18日～平成28年9月20日
- エ 回収結果 配付数2,000通
有効回収数969通（有効回収率48.5%）

(2) 団体アンケート調査

- ア 調査の目的 高齢者・障がい者及び子育て支援等の地域福祉に関わる関係団体・機関等に対し、活動に対する現状、課題、今後の方向性について把握するために調査を実施しました。
- イ 調査の方法 72団体に対し、調査票を送付し郵送で回収しました。
- ウ 調査期間 平成28年10月27日～平成28年11月30日
- エ 回収結果 配付数72通
有効回収数46通（有効回収率64%）

(3) 団体ヒアリング

- ア 調査の目的 地域づくりの核となる自治会、民生委員及びNPO法人に対して聞き取り調査を行い、地域ごとの課題や今後の方向性を把握しました。
- イ 日程
 - ① 7地区自治会会長
伊勢原北、大田地区：平成28年11月11日
伊勢原南、大山、高部屋、比々多、成瀬地区：平成28年11月14日
 - ② 民生委員児童委員協議会役員：平成28年10月25日
 - ③ （社福）伊勢原市手をつなぐ育成会：平成29年1月26日
 - ④ NPO法人一期一会：平成29年1月25日

(4) 地域福祉懇談会

- ア 団体に所属しない市民の意見を聴取するために開催しました。
- イ 日程 平成28年11月29日
- ウ 場所 伊勢原市役所2C会議室

7 計画の期間と進行管理

この計画は、平成30年度から平成34年度までの5年間で期間として策定します。

また、社会・経済情勢の変化や社会福祉の動向に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

第4次地域福祉活動計画の進行管理については、点検推進委員会による定期的な評価を行い、計画の効率的、具体的な推進を図ります。

点検推進委員会

—計画の点検・評価・改善における基本的な視点—

- ・地域の生活課題等の変化を把握し、計画に盛り込まれていない新たな課題について検討します。
- ・計画に基づき実施している活動等の実態を把握し、実績や改善点等の話し合いを行います。
- ・計画の推進によって、どのような成果が生まれたかを話し合います。
(数値の評価に限らず、人と人や組織と組織などとの新たなつながりによる取組や意識の向上などを含め評価を行います。)

活動内容	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
活動計画の進捗状況の点検・評価・改善点の検討			改善点の検討		
			(改定案の作成)		

第2章 計画の考え方

1 基本理念

第4次地域福祉活動計画が目指す地域福祉の理念として、第3次計画を引き継ぎ、次のように定めます。

共に支え合い、一人ひとりを大切にするまちづくり

2 基本目標

基本理念を達成するために、4つの基本目標を掲げます。



基本目標 1	「ふれあい」の場づくり
人と人とのふれあいにより、孤立を防止するとともに、顔の見える関係を築いていくために、住民同士の交流の場や活動の拠点づくりを進めます。	

基本目標 2	「支え合い」の地域づくり
住民が地域の生活課題に気づき、「我が事」として向き合い、解決に向けて、地域の諸団体や公的機関と連携して、支え合い・助け合いのネットワークをつくることを目指します。	

基本目標 3	福祉を支える「人づくり」
住民や子どもたちの福祉意識を醸成し、地域福祉の担い手を育成するとともに、主体的な参加を促進することを目指します。	

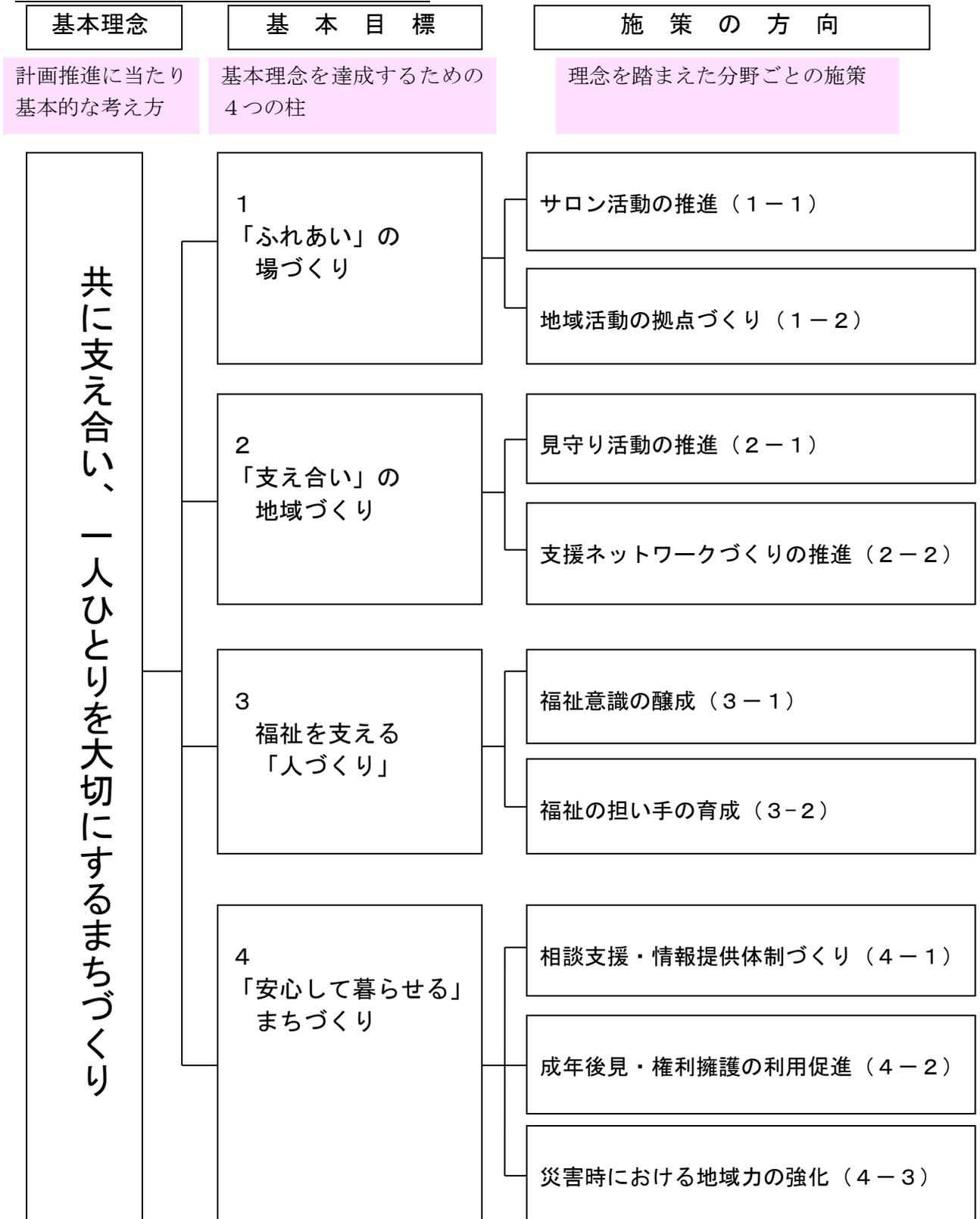
基本目標 4	「安心して暮らせる」まちづくり
気軽に相談ができる窓口や情報提供体制の整備を公的機関と連携して進めます。また、公的サービスの狭間を埋めるサービスの提供や権利擁護(注)システムの推進、大規模災害時に備えて、災害ボランティア支援センター設置・運営の態勢を強化し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。	

(注) 権利擁護：自己の権利を主張することが困難な認知症高齢者や障がい者等の権利を守るために、ニーズを自ら表現することを支援し、又は代弁すること。

住み慣れた地域で、誰もが安心して、自分らしく暮らし続けることができるように、権利を擁護する仕組みや支援が必要となっている。

第3章 計画の実現に向けて

1 基本目標達成のための施策の方向



2 施策と役割分担

基本目標1 「ふれあい」の場づくり

1-1 サロン活動の推進

ミニサロンなど、住民同士が地域で交流することができる場づくりを推進します。



【現状と課題】

平成29年度末現在、高齢者のミニサロンが35か所、子育てサロンが4か所、障がい者サロンが2か所で開催されています。高齢者のミニサロンは増加傾向にありますが、子育てサロンや障がい者サロンは少数にとどまっています。また、開催箇所に地域的偏りがあります。

誰もが気軽に交流できる場があれば、お互いに顔の見える関係ができ、孤立を防ぎ、安否を確認し合うことができます。こうしたサロン活動の必要性や効果について啓発活動を行い、市内全域に取組を広げていくことが必要です。

【推進のための施策】

ふれあいミニデイ開催事業、障がい児・者ふれあい交流事業、善意銀行配分事業

【役割】

地域住民	サロン活動(注)を企画し、広く参加を呼びかけ、誰もが気軽に交流できる場づくりをしましょう。
社協	サロンの立ち上げや運営に関する情報提供や支援を行います。地域団体や関係機関の理解と協力を得るために、調整役を務めます。住民の理解や参加を促進するための啓発活動を行います。
行政	地域団体や専門機関の理解と支援が得られるように働きかけを行い、運営財源の確保に関する支援を行います。また、必要に応じて開催場所についての相談に応じます。

(注) サロン活動：地域住民が交流や情報交換などのために集まる場であり、住民主体で運営がされる活動。高齢者のミニサロンでは、介護予防のための取組も行われている。



(ミニサロン：うえるかめ伊勢原)

基本目標1 「ふれあい」の場づくり

1-2 地域活動の拠点づくり

福祉活動を行う団体等を育成し、活動の継続・発展を図るために、活動の拠点となる場づくりを推進します。

【現状と課題】

平成29年度末現在、市内には、自治会が102、老人クラブが43、子ども会が43、福祉関連のNPO法人が31、社会福祉協議会のボランティアセンター(注1)に登録しているボランティア団体が66あり、様々な活動を展開しています。活動拠点としては、公民館、コミュニティセンター、児童館、老人福祉センター、社会福祉協議会のボランティアセンター、市民活動サポートセンター(注2)、自治会館などが利用されていますが、活動拠点の確保が難しいという意見が多数寄せられています。さらに、複数のグループ・団体間の情報交換や交流に利用できる広さのある活動拠点は数が限られ、特に確保が困難であると言われています。

行きやすく、利用しやすい活動拠点の確保を、公的機関や企業、有志の支援者などの協力を得ながら進めていく必要があります。

【推進のための施策】

老人福祉センター阿夫利荘管理運営事業、ボランティアセンター運営事業、高齢者趣味講座開催事業、桜まつり開催事業

【役割】

地域住民	気軽に立ち寄り、世間話や情報交換のできる場所づくりを進めましょう。 地域の生活課題に気付いたら、解決策について考えましょう。 解決に向けて、民生委員や社協、行政、専門機関等に相談しましょう。
社協	身近な地域で子どもから高齢者まで、誰もが集える機会や活動に関する情報を発信し、参加を支援します。 ボランティアセンターを多くのグループ・団体が利用できるように、機能の充実を図り、活動を支援します。また、新たなグループづくりに必要な情報提供や相談助言を行います。 市民活動サポートセンターと連携して、活動の支援に協力します。
行政	グループ団体等への市民活動サポートセンターの利用登録を促すことで、活動を支援します。 市民活動サポートセンターとボランティアセンターとの連携により、グループ団体等の活動を支援します。 地域活動の拠点づくりを支援します。

(注1) ボランティアセンター：ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点として社会福祉協議会が運営している。同拠点は、伊勢原シティプラザ内に設置している。

(注2) 市民活動サポートセンター：市民が自主的かつ自立的に行う地域社会に貢献する活動を支援する施設として伊勢原市が設置している。

基本目標2 「支え合い」の地域づくり

2-1 見守り活動の推進

一人暮らし高齢者や障がい者、児童などを、地域で見守る活動を推進します。

【現状と課題】

現在、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者、児童などの見守り活動が、民生委員や自治会、老人クラブなどを中心とする地域住民によって行われています。見守り活動は、社会的孤立を防ぎ、早期に異変を察知し、支援につなげることができる有益な活動です。

たとえ日常生活上のリスクを持ったとしても、安心して地域に住み続けられるようにするために、見守り活動を市内全域に広げていくことが必要です。

【推進のための施策】

ひとり親世帯援護事業、交通遺児激励事業、紙おむつ支給事業、年末たすけあい援護事業

【役割】

地域住民	民生委員や自治会役員等を中心に、地域の見守りが必要な人の把握に努めましょう。 異変に気付いた場合の連絡や対応方法等について話し合いましょう。 見守り活動の参加者を組織化しましょう。
社協	見守り活動の立ち上げや運営に関する支援を行います。 異変や緊急事態が生じた場合の対応について、関係機関等と連携して支援を行います。
行政	見守りが必要な人について、個人情報保護に配慮し、可能な範囲で情報提供を行います。 個人情報の取扱いについて周知します。

基本目標2 「支え合い」の地域づくり

2-2 支援ネットワークづくりの推進

一人暮らし高齢者や障がい者などの包括的な支援を行うために、地域住民や地域団体と専門機関や行政などが情報や意見を交換し、役割分担を調整し、協働していく仕組みづくりを推進します。

【現状と課題】

地域では、多様な団体活動が展開されていますが、団体相互の連携や情報の共有が進んでいないと指摘されています。

福祉に関わる個人や団体・機関が連絡を取り合い、情報の共有や役割分担の調整を行い、協働していくことが必要です。

【推進のための施策】

小地域活動推進事業

【役割】

地域住民	見守りやサロン活動等により異変や生活課題の早期発見に努めましょう。 気になることがあれば、民生委員や自治会役員等に連絡・相談し、できることから始めましょう。
社協	地域団体や関係機関の調整役となり、協働体制づくりを推進します。 先進的な取組について周知に努めます。
行政	「丸ごと」相談が受けられる体制づくりを推進します。 地域包括ケアシステム(注)づくりを推進します。

(注) 地域包括ケアシステム：認知症高齢者の増加が見込まれる日本において、地域に生活する高齢者の住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するためのケアシステムのこと。



(東沼目自治会・安心見守り隊)

3-1 福祉意識の醸成

誰もの心の奥にある「人の役に立ちたい」、「困っている人を見過ごしにはできない」という気持ちに気づき、行動に結びつけられるように支援します。

【現状と課題】

伊勢原市においては、人権啓発講演会や子ども防災講座、手話、点字、録音等のボランティア講座、介護教室など、福祉意識を啓発し、福祉への理解を深める講座が多数開催されています。

また、小・中学校における福祉教育や社協と連携した体験学習プログラム(注)など、福祉を学ぶ機会と場は設けられています。

しかし、平成28年度の伊勢原市民アンケート調査によると、ボランティア活動に参加している人は3割にとどまっています。また、福祉に関心がある人は、8割であるのに対して、近所付き合いでは、「困ったときに相談したり、助け合ったりする」と回答した人は1割にすぎません。

役に立ちたい、助けたいという気持ちはあるものの、行動するまでには至っていない人が少なくないというのが実情です。多様な機会と場を設けて、福祉意識を啓発するとともに、具体的な行動へ結びつけるための支援が必要です。

【推進のための施策】

共同募金、会員募集、地域福祉活動計画推進事業、やすらぎサービス事業、ボランティア講座開設事業

【役割】

地域住民	自治会や老人クラブ、子ども会などに参加し、自分の暮らす地域に関心を持ちましょう。 地域の行事やイベント、福祉関係の講演会などに出席しましょう。 ミニサロンや子育てサロンに顔を出してみましょう。 社協などによるボランティア講座を受講してみましょう。
社協	ボランティア講座や体験学習プログラムなどを提供します。 小・中学校における福祉教育の企画・運営に協力します。 地域の福祉情報を収集し、広報に努めます。
行政	伊勢原市の福祉政策やこれからの課題について、多様な手法を用いて、広く市民に知らせるように努めます。 福祉関連の行事やイベント、講座の開催を支援します。 小・中学校における福祉教育を支援します。

(注) 体験学習プログラム：車椅子、点字、誘導、手話等の体験をするプログラムのこと。

基本目標3 福祉を支える「人づくり」

3-2 福祉の担い手の育成

地域で生活課題を抱えている人に対し、助け合いの精神をもって自発的に支援する人材を育成します。

また、子どもたちの高齢者、障がい者への理解や思いやりの心を育むため、小・中学校での福祉教育の推進に協力します。

【現状と課題】

地域では、見守りやサロン活動、買い物、移動、ゴミ出し、子どもの学習などへの支援が、民生委員や自治会役員、地域住民、ボランティアなどによって行われています。しかし、これらの活動が行われているのは、一部の地域に限られています。また、現在、活躍している地域団体やボランティア団体では、担い手やリーダーの高齢化が問題視されるようになってきています。

日常生活上の困りごとや支障に対しては、近くにいる住民の方が、きめ細かく柔軟に対応できる利点があります。そして、ほんの少しの支援があれば、地域で生活し続けることが可能になるケースが少なくありません。助け合いの精神をもち、支援活動を自発的に行う住民を増やしていくことが重要です。

また、次世代の支援者の育成のためにも、小・中学校における福祉教育を強化する必要があります。

【推進のための施策】

団体育成事業、ボランティア講座開設事業、やすらぎサービス事業、社会福祉基金管理事業、ボランティアセンター運営事業



(子ども防災講座・ミニ手話体験)

【役割】

地域住民	見守りやサロン活動の運営に参加してみましょう。 買い物やゴミ出しなどのボランティア活動に参加してみましょう。 何かしたいが、どうしたらいいか分からない場合は、社協のボランティアセンターに相談しましょう。 サロン活動などに、できる範囲で小・中学生に参加してもらいましょう。
社協	ボランティア講座をはじめ、スキルアップのための学びの機会や情報等を提供し、担い手の養成に努めます。 ボランティアセンターの機能を充実します。 地域に起きている生活課題について住民に知らせ、何ができるか考えてもらうように働きかけます。 福祉関係団体の協力を得て、小・中学校のための体験学習プログラムを提供します。
行政	地域活動のリーダーを育成する種々の養成事業を行います。 ボランティアセンターの運営を支援します。 関係機関や小・中学校に福祉教育の重要性を啓発し、推進するよう働きかけます。 防災教育の普及と防災ボランティアの育成を支援します。



(小学校での車椅子体験)

4-1 相談支援・情報提供体制づくり

気軽に相談できる窓口の設置を目指し、適切な情報を提供できるよう公的機関と連携して体制整備を進めます。

また、多様で複合的な生活課題に対する総合的な支援を目指して、公的サービスの狭間を埋めるサービスの提供に努めます。

【現状と課題】

公的な福祉サービスが充実する一方で、メニューや仕組みが複雑になり、どこに相談に行けば、どのようなサービスが利用できるのか、分かりにくいという意見が寄せられています。多様で複合的な生活課題が増加して、従来の縦割りの窓口及びサービスでは対応しきれなくなっています。

まずは「丸ごと」受け止めて、適切な情報を提供し、必要な支援に結びつけていく仕組み、すなわち、地域包括ケアシステムを構築することが必要です。

【推進のための施策】

広報等発行事業、南部地域包括支援センター、成年後見・権利擁護推進事業、成年後見等利用支援事業、援護資金貸付事業、生活福祉資金貸付事業、認知症サポートヘルパー派遣事業

【役割】

地域住民	市や社協の広報紙に目を通しましょう。 パソコンやスマートフォンを使う人は、市や社協のホームページを見て、最新の情報を確認しましょう。 市や社協、公民館、病院や市民活動サポートセンター、地域包括支援センター等に置いてあるリーフレットやパンフレットを注意して見ましょう。 地域の民生委員を知り、話し合える関係をつくりましょう。
社協	読みやすい広報紙づくりに努めます。 ホームページには、情報を分かりやすく掲載し、こまめに更新します。 相談窓口は、行きやすく、気軽に話ができるような雰囲気づくりに努めます。 相談を必要な支援に結びつけるために、関係団体や専門機関と協働できる体制づくりを推進します。 公的サービスの狭間を埋める、きめ細かいサービスの提供に努めます。
行政	相談窓口やサービスに関する情報を、広報紙やホームページ、リーフレットなどの多様な手段を用いて、分かりやすく提供するように努めます。 行政内部の福祉関連課の連絡を密にして、協働体制をつくります。

4-2 成年後見・権利擁護の利用促進

判断能力が不十分な高齢者や障がい者の権利を擁護するために、成年後見制度の普及・啓発に努めます。ワンストップセンター（注1）として設置した伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター（注2）の機能の充実に努め、利用の促進に努めます。

【現状と課題】

社協では、市の委託により平成28年11月に伊勢原市成年後見・権利擁護推進センターを設置しました。同センターでは、相談・支援、普及・啓発、市民後見人の養成及び活動支援等の業務が行われています。

今後、認知症高齢者の増加が予測されていますが、それ以外にも単身高齢者や親亡き後の障がい者など、子や孫、親族などからの支援が得られにくい人の増加が予想されています。そうした人々が、意思を尊重され、尊厳のある暮らしを住み慣れた地域で続けられるように、成年後見・権利擁護事業の充実・普及を図っていく必要があります。

【推進のための施策】

法人後見事業、成年後見・権利擁護推進事業、成年後見等利用支援事業、日常生活自立支援事業

【役割】

地域住民	権利擁護に関する制度に関心を持ちましょう。 パンフレットやホームページで情報収集を試みましょう。 成年後見に関する講演会や研修会に参加してみましょう。 市民後見人養成研修に応募してみましょう。
社協	成年後見・権利擁護推進センターを運営し、普及・啓発を目的とした研修会等を開催し、利用促進に努めます。 日常生活自立支援事業の利用促進に努めます。 市民後見人の養成と活動支援を行います。
行政	成年後見制度の利用を促進するために、計画的な支援を行います。 成年後見・権利擁護推進センターの運営を支援します。

（注1）ワンストップセンター：1か所で必要な支援を提供する所のこと。

（注2）成年後見・権利擁護推進センター：平成28年11月に設置され、成年後見制度及び権利擁護に関する相談・支援や広報・啓発に努めている。

4-3 災害時における地域力の強化

「いせはら災害ボランティアネットワーク（注）」の会員を育成し、大規模災害時に「災害ボランティア支援センター」を設置・運営するための態勢づくりを推進します。また、自助、近助、共助による安否確認、避難行動及び避難所生活が円滑に行えるように、地域ぐるみで備える活動を推進します。

【現状と課題】

平成28年度の伊勢原市民アンケート調査によると、あなたや家族が生活の中で抱えている困りごとや心配ごととして、3割を超える人が「火災や地震などの防災」を挙げています。

一方、「いせはら災害ボランティアネットワーク」は、会員の不足と高齢化が進んでいることから、新たな会員の育成が急務となっています。また、災害時要援護者の支援については、実際に災害が起きた際に混乱しないように、自治会長や民生委員、消防等の関係機関が情報を共有し、実効性のある体制を整備しておく必要があります。

【推進のための施策】

罹災者世帯援護事業、災害ボランティア関係事業

【役割】

地域住民	自治会単位で、避難所、避難経路の確認をしましょう。 災害時要援護者の支援について、支援者や関係者で役割や行動を話し合っておきましょう。 災害時要援護者や家族、地域住民の安否確認の方法について話し合っておきましょう。
社協	大規模災害時に備え、災害ボランティア支援センターの設置・運営訓練や研修会等を定期的に開催します。 災害ボランティアネットワークの新たな会員と、災害ボランティアの育成を行います。
行政	災害時要援護者登録を更新し、自治会長（支援者を含む。）、民生委員及び災害時支援機関との情報共有を行います。 自主防災会を支援するため、防災協力登録事業所制度を創設し、広域な業種の店舗や事業所に登録をお願いし、地域防災活動の参加・協力を呼びかけ、災害時における地域防災力の強化に努めます。

（注）いせはら災害ボランティアネットワーク：社協に登録して福祉団体等の会員を中心に結成され、災害時を想定した訓練、研修会等を実施している。大規模災害時には、社協と協働して災害ボランティア支援センターの運営を行う。

3 あなたの地域福祉活動計画

地域福祉推進のためには、特定の人への参加のみに限らず、住民の誰もが地域づくりの主体となっていくことが大切です。

地域福祉とは、特別な人への特別な施策ではありません。

「住民全ての人の暮らしを守る仕組みづくり」であり、「あなたの暮らしを守ること」です。

誰もが「支える側」であり、「支えられる側」でもあります。
できることから始めましょう。



わたし(個人・団体など)の活動計画

*** 地域福祉の推進のために自ら行うことを記入してみてください。**

平成30年4月から平成31年3月までに行うこと。

(例) 地域福祉の研修に積極的に参加してみる。

平成31年4月から平成32年3月までに行うこと。

(例) 自分のできそうな活動に参加してみる。

平成32年4月から平成33年3月までに行うこと。

(例) 団体の活動を行うに当たり、自分の取組目標を設定する。

平成33年4月から平成34年3月までに行うこと。

(例) 地域の課題について団体で取組可能なことを検討する。

平成34年4月から平成35年3月までに行うこと。

(例) 課題に対する解決策について具体的に行動する。

— 5年間のふりかえり — あなたの地域はどう変わりましたか？

関係資料

- 伊勢原市の地域の現状
- アンケート調査・ヒアリング調査の結果
- 伊勢原市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
- 伊勢原市社会福祉協議会地域福祉活動計画点検推進委員会設置要綱
- 計画策定の体制図
- 伊勢原市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員名簿
- 伊勢原市社会福祉協議会地域福祉活動計画点検推進委員名簿
- 第4次地域福祉活動計画策定の経過について
- 伊勢原市社会福祉協議会の組織体系と主な業務
- 平成29年度事業の概要

■伊勢原市の地域の現状

1 人口構成の変化

伊勢原市の人口はわずかずつ増加し、平成29年には、101,812人となっています。

高齢者（65歳以上）の割合は、平成22年が19.6%、平成29年が25.0%であり、5年間で5.4%上昇しており、4人に1人が高齢者となりました（高齢化）。

また、0歳～14歳の割合については、年々減少傾向にあり、平成22年が13.6%、平成29年が12.3%で5年間に1.3%減少しています（少子化）。

■伊勢原市の人口と少子高齢化の推移

	人口（人）	高齢者（65歳以上） 人口（%）	年少（0歳～14歳） 人口（%）
平成22年	101,039	19.6	13.6
平成27年	101,514	24.0	12.5
平成29年	101,812	25.0	12.3
平成34年	100,149	26.6	11.6

資料：平成22年・27年：国勢調査（各年10月1日現在）

平成29年：神奈川県年齢別人口統計（1月1日現在）

平成34年：住民基本台帳及び外国人登録者数により算出した推計人口（10月1日現在）

2 世帯の変化

総世帯数は、人口の増加に伴い増加していますが、1世帯当たりの平均人員は減少し核家族世帯が増加しています。

■伊勢原市の総世帯数と世帯構成の推移

	総世帯数 （世帯）	平均世帯人員 （人）	核家族世帯数 （世帯）
平成17年	39,849	2.52	23,479
平成22年	41,184	2.45	24,384
平成27年	43,088	2.36	24,837

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

3 高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯

平成17年と平成27年を比較すると、総世帯数は8.0%の増加となっていますが、そのうち高齢者の単身世帯や夫婦世帯が大幅に増加しています。

高齢者単身世帯→2.18倍

高齢者夫婦世帯→1.67倍

■伊勢原市の高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯の推移

	平成17年	平成22年	平成27年
総世帯数（世帯）	39,839	41,184	43,033
高齢者のいる世帯数（世帯）	10,359	12,961	15,702
高齢単身世帯数（世帯）	1,798	2,654	3,922
高齢者夫婦世帯数（世帯）	2,883	3,920	4,804
上記以外の同居世帯数（世帯）	5,678	6,387	6,976

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

4 障害者手帳取得者

障害者手帳の取得者は年々増加しています。

特に、精神障害者保健福祉手帳取得者が増加傾向にあります。

■伊勢原市の障害者手帳取得者の推移

	平成23年	平成25年	平成27年
身体障害者手帳（人）	2,668	2,771	2,785
療育手帳（人）	574	609	737
精神障害者保健福祉手帳（人）	539	650	737

資料：身体障害者・療育手帳：統計いせはら（各年10月1日現在）

精神障害者：統計いせはら（各年度末現在）

5 生活保護

生活保護受給世帯は年々増加しており、平成23年度以降、保護率は10%を超えています。

■伊勢原市の生活保護受給者数及び保護率の推移

	平成23年	平成25年	平成27年
生活保護受給者数（人）	1,045	1,120	1,166
保護率（%）	10.34	11.11	11.47

資料：統計いせはら（各年度末現在）

※保護率：人口千人に対する被保護人員の割合。%（パーミル、千分の一）の単位で表す。

6 出生数と合計特殊出生率

本市の出生数及び出生率は年々減少傾向にあり、合計特殊出生率は平成27年に全国及び神奈川県よりも低くなっています。

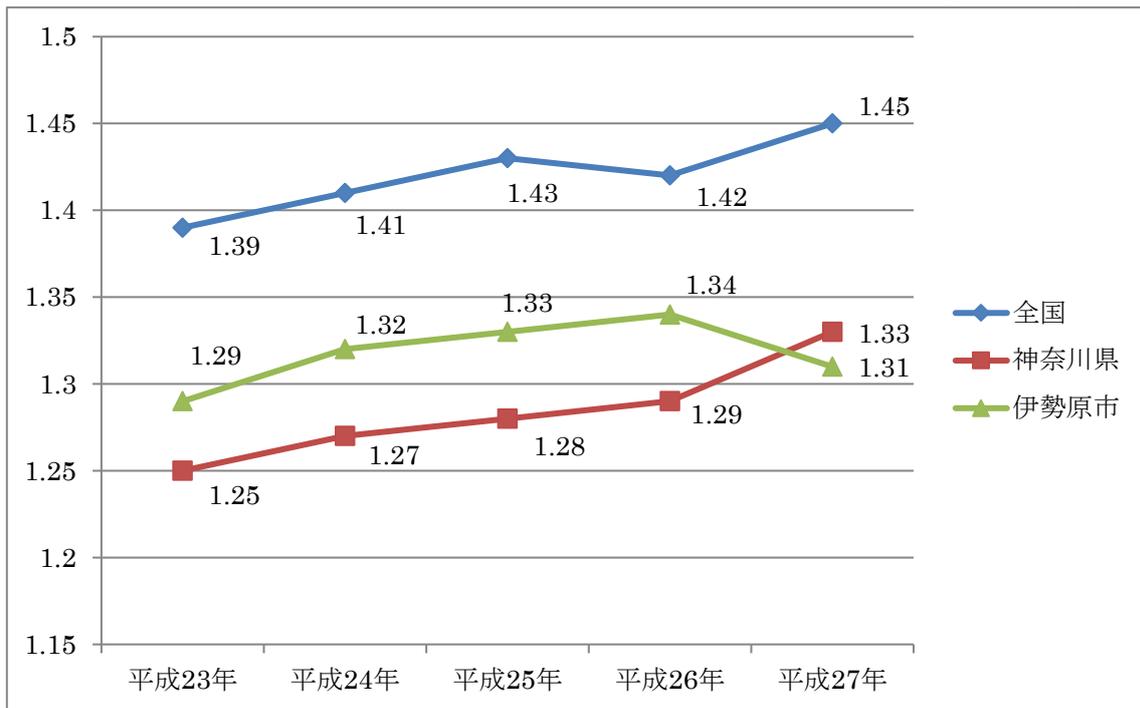
■伊勢原市の出生数と出生率等の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
出生数(人)	868	862	833	814	780
出生率(%)	8.6	8.5	8.3	8.1	7.7
合計特殊出生率	1.29	1.32	1.33	1.34	1.31

資料：神奈川県衛生統計年報



■伊勢原市の合計特殊出生率の推移



資料：全国：厚生労働省「人口動態統計」

神奈川県・伊勢原市：「神奈川県衛生統計年報」

※出生率：人口1,000人に対する1年間の出生数の割合

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が一生の間に生む子どもの数



■アンケート調査・ヒアリング調査の結果

第4次地域福祉活動計画を策定するに当たり、伊勢原市と共同で「地域福祉に関するアンケート調査」をはじめ、団体ヒアリング調査と地域懇談会を実施しました。その結果、明らかになった主要な点を紹介します。

1 「地域福祉に関するアンケート調査」の主な結果

(1) 社会福祉協議会（社協）の活動について

ア 活動について知っているもの

「赤い羽根共同募金活動」(69.1%)が多く、次いで多いのは、「ミニサロンの支援」(25.4%)です。独自の事業である「善意銀行」、「やすらぎサービス」は6%弱で、知っている人は少数でした。地域福祉活動の支援である「ボランティアセンター運営・団体等の支援」(16.1%)、「阿夫利荘の運営管理・老人クラブ支援等」(17.5%)もあまり知られていないことが分かりました。

イ 今後、期待する活動

多いのは、「総合相談窓口としての機能の充実」(39.5%)や「福祉に関する情報提供の充実」(31.2%)、「市民・地域のボランティア活動の促進」(26.2%)などです。「災害時要援護者支援等の充実」は15.7%で、あまり多くはありません。

(2) 基本目標1：「ふれあい」の場づくりに関連して

ア 地域活動への参加

「自治会・町内会」は6割近く(56.7%)が参加しています。最近、加入者が減少しているとはいえ、参加割合の最も高い地域活動です。「子ども会・PTA」は3割(34.4%)が参加しているのに対して、「老人クラブ」は5.5%と低くなっています。

一方、「参加したことがない」は3割(30.0%)で、30歳代以下の若い世代では5割(51.1%)に及んでいます。

イ 今後、参加したい地域活動

多いのは、清掃活動(35.0%)や見守り・声かけ(27.0%)、パトロール(19.9%)などです。

個人を直接支援する「ゴミ出し・買物(家事援助)などの手助け」(11.7%)、「子育て中の母親の相談・子の一時預かり」(9.2%)などは少ないことが分かりました。

(3) 基本目標2：「支え合い」の地域づくりに関連して

ア ご近所への支援の考え方

最も多いのは、「支援したいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」(31.3%)でした。しかし、「できる範囲で支援したい」も4人に1人

(25.0%)はいて、若い世代よりも、60歳代(30.7%)、70歳代(37.2%)の人に多くなっています。

イ 日常生活で地域の人に手助けしてもらった（もらいたい）こと

してもらった（してもらいたい）ことはあまり多くないのですが、「日常的な話し相手」（10.5%）、「日常生活上の悩み・不安の相談」（8.5%）、「病気のときの看病・世話」（7.0%）、「高齢者・障害のある人の介助」（7.0%）、「子育て・教育の相談」（6.9%）、「急な外出時の高齢者・障害のある人の介助」（6.8%）などが挙げられています。

話し相手や相談などの「情緒的サポート」の方が多いことが分かりますが、看病・介助などの「手段的サポート」への支援も若干あります。

ウ 地域の人が日常生活で困ったとき、手助けできること

相対的に多いのは、「日常的な話し相手」（34.5%）、「日常的な買物」（26.4%）、「薬の受取などの用事」（16.7%）、「日常生活上の悩み・不安の相談」（15.7%）などです。

「情緒的サポート」が主ですが、買物・薬の受取などの「手段的サポート」をしたいと考えている人も2割前後いることが分かりました。

(4) 基本目標3：福祉を支える「人づくり」に関連して

ア 福祉への関心

「やや関心がある」が最も多く（46.0%）、次いで多い「とても関心がある」（35.4%）を合わせると、8割の人は福祉に関心を持っています。世代別に見ると、年齢が高くなるほど、「とても関心がある」割合が高くなり、70歳以上では5割近くになっています。

そのため、高齢福祉に非常に高い関心（82.4%）が持たれていますが、地域福祉への関心は3割（32.4%）にとどまっています。

イ ボランティア活動参加のための条件

「自宅の近くでできることであれば」（38.4%）、「きっかけさえあれば」（36.1%）、「お金の負担がなければ」（21.3%）、「近所の人など、顔見知りの手伝いであれば」（20.3%）などが多い意見です。

4割近くは、身近なところで、きっかけがあれば、住民同士の助け合い活動に参加する可能性のあることが分かりました。

ウ ボランティア活動を盛んにするために必要なこと

「誰でも気軽に参加できる内容」（61.8%）、「情報を分かりやすく提供する」（53.8%）、「身近な活動の拠点づくり」（35.1%）が多くなっています。

活動の拠点づくりと、そこで多様な活動や分かりやすい情報を提供することが課題であると考えられています。

(5) 基本目標4：「安心して暮らせる」まちづくりに関連して

ア 福祉サービスに関する情報の入手経路

情報の入手経路として多いのは、「広報いせはら」(34.1%)、「家族や親せき」(29.3%)、「友人・知人」(29.3%)、「ラジオ・テレビ」(24.4%)、「新聞・雑誌」(20.2%)などです。「広報いせはら」を除けば、身近な人やマスメディアであることが分かりました。

「市のパンフレット」(15.8%)、「市のホームページ」(15.1%)、「市役所の相談窓口」(14.7%)もやや利用されています。

イ 福祉に関する相談機関に求めること

「どこに相談したらよいか知らせてくれる案内や広報があること」(52.3%)が最も多く、次いで、「まず、ここに行けばよいという相談窓口が1か所あること」(45.5%)、「気軽に相談できそうな、敷居が高くない雰囲気があること」(44.5%)、「いつでも相談できる場所や時間が確保されていること」(41.1%)、「専門性があり、解決に結び付けることができること」(41.1%)の順になっています。

どんなことでも、まずは、受け止めてくれる「丸ごと」相談窓口が求められています。

ウ 災害時に必要な支援

「食料や日常生活用具などの備蓄」(68.0%)が最も多く、次いで「地域での声かけや助け合い」(52.7%)、「必要な薬や医療の確保」(50.8%)、「家族や友人の安否確認」(46.2%)が多くなっています。

半数の人は、住民同士の助け合いが必要だと考えています。

(6) 地域福祉推進のための重要な施策について

地域福祉推進のために重要と思う施策は、「地域福祉に関する広報・啓発」(38.0%)が最も多く、次いで「地域における人の交流の促進」(36.1%)、「活動参加のきっかけとなる行事やイベントの開催」(34.2%)、「学校などでの地域福祉に関する教育」(23.6%)、「活動を推進する専門人材の育成」(22.2%)などとなっています。

これらと社協に期待する活動についての回答を合わせると、今後の課題としては、1つには広報・啓発・情報提供、2つに社会的交流や社会参加・ボランティア活動の促進のための支援が重要であると考えられていることが分かりました。

2 ヒアリング調査・地域福祉懇談会の主な意見

(1) 基本目標1：「ふれあい」の場づくりに関連して

ア 社会的孤立について

・一人暮らしの高齢者が目立つようになった。特に男性はさみしく暮らしているように思われる。

- ・見守り、声かけを行い、参加を促し、一人ぼっちにさせない活動を広げる必要がある。
- ・サロン等に来る人はよいが、来られない人をどうフォローするかが問題である。

イ 地域の活動の場について

- ・定例会やサロン等の場所の確保が難しい。駐車場が不足している。
- ・研修会場の確保が難しい。60～70人で使用できる会場に限られる。利用定員を超えて、参加者が増えた場合、どう対応するか。
- ・今後ますます増える高齢者(認知症を含む。)のための居場所づくりが必要である。

(2) 基本目標2：「支え合い」の地域づくりに関連して

ア 地域の支え合い活動について

- ・対象者の把握が難しい。生活困窮者や障がいのある人など支援が必要な人の把握が充分でない。個人情報の問題がある。情報共有が課題である。
- ・子ども会の減少、老人会への加入者の減少で、地域活動への参加意識が低下している。
- ・新興住宅地で、一代目の高齢化により空き家が増えている。
- ・自治会の役割が明確でない部分もある。自治会活動としては、現状で手いっぱい。自治会運営の見直しが求められている。マンションで、自治会に入らない人も多い。民生委員や老人会と一緒に活動することも1つの方法である。
- ・お祭りなどの地域の行事を活性化し、子どもが地域の行事に参加する機会をつくる必要がある。世代間交流ができるとよい。
- ・若い世代の意識の改革が必要。30代、40代から地域に目を向けるための活動が必要。顔が見える関係性づくりが必要である。
- ・サークル同士が交流できる場があるとよい。
- ・住民が受け身ではなく(参加するのではなく)、共に参画でき、楽しめるようにしたい。

(3) 基本目標3：福祉を支える「人づくり」に関連して

ア 福祉意識について

- ・身近な地域で、子どもから高齢者までが世代を超えて体験学習で学ぶことが重要である。
- ・活動の実態(団体)をPRし、参加意識を高める。

イ 地域福祉を支える人材について

- ・ボランティア会員の高齢化が進んでいる。新規会員の募集・開拓が難しい。
- ・役員のなり手がいない。後継者の確保が難しい。
- ・障がいのある人との関わりは基礎知識が必要であり、会員の確保が困難

である。

- ・公民館等での研修事業等に参加した人が、地域に帰ってリーダーとして参画できる仕組みづくりをする必要がある。
- ・民生委員のなり手がいない。民生委員自身が必死に後任を探すことが多い。自治会長の推薦以外に、他団体からの推薦方法も検討してほしい。

(4) 基本目標4：「安心して暮らせる」まちづくりに関連して

ア 福祉サービスの情報提供について

- ・制度の狭間にいる人をなくす。必要な人に必要な情報が届く仕組みが必要である。
- ・住民が市に情報を取りに行くのではなく、市が住民に届けるという発想で取り組んでほしい。
- ・民生委員を知らない。宣伝してほしい。役割、活動内容を分かってもらいたい。
- ・高齢者と若年者のギャップがある。若年層に周知したい。

イ 相談・支援体制について

- ・地域福祉に関する相談窓口が少ない。
- ・福祉施策が多すぎて、利用したいときにどこへ行けばよいか分からない。
- ・社協や地域包括支援センターは、まだまだ敷居が高いと感じている人もいる。

ウ 権利擁護について

- ・後見人が必要な人が増加しているが、後見人候補となる専門職団体でも新規会員の入会が少ない。対策が必要である。

エ 緊急・災害時における安全の確保について

- ・障がいのある人の把握が困難なため、災害時支援の取組を広げることができない。
- ・災害時の要援護者に対し、どう動くのか決まっていない。民生委員児童委員協議会と自治会等で話し合っているが、事前に要援護者と密に打ち合わせていないと、実施できるか不安である。
- ・年1回防災訓練をしているが、「老々助け合い」になってしまう。中学生、高校生の力を借りたいが、部活が忙しくて難しい。
- ・自治会のなかでも積極的に弱者対策をしているところもある。
- ・総合防災訓練などに障がいのある人が参加するようになり、相互理解が進んだ。しかし、地域、人数が限られているので、市が参加を促してほしい。

オ 公共施設等のバリアフリー化について

- ・施設の使用基準規則を含めた完全バリアフリー化を進めることが重要である。

- ・歩道の整備、点字ブロックの整備が必要である。

カ 地域における交通手段について

- ・高齢化により、買物、通院等の移動支援が重要になっている。
- ・障がいのある人への外出支援も必要である。

(5) その他

- ・行政、社協、各団体との連携を密にして、情報交換や協力体制をつくっていければと考えている。
- ・当事者から直接意見を聴く仕組みをつくってほしい。
- ・様々な団体が集まって、一緒にヒアリングを行う場をつくってほしい。

□社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下、「計画」という。）策定の意義に鑑み、計画立案の総合調整及び合理的推進を図るため、計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会定款第12条に規定する理事会を委員会とする。

(委員長等)

第3条 委員会に委員長及び副委員長2名を置く。

2 委員長は会長をもって充て、会務を総理する。

3 副委員長には、副会長2名をもって充て、委員長に事故あるとき又は、委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議等)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要と認めたときに招集する。

2 委員会の設置期間は、計画の策定終了までとする。

(所掌事項)

第5条 委員会は、次の事項を所掌する。

(1) 策定方針に関すること。

(2) 計画の立案に関する重要事項

(点検推進委員会)

第6条 委員会は、計画立案の実務を所掌するため、点検推進委員会を設置することができる。また、その運用内規は別に定める。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

□社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会地域福祉活動計画点検推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の円滑な推進を図るため、計画の進捗状況の点検、改善及び充実を図ることにより、施策の推進に寄与することを目的として、伊勢原市地域福祉活動計画点検推進委員会（以下「点検推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 点検推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の実施状況に係る意見及び評価に関すること。
- (2) 計画の改善を要すべき事項について改善案を提案すること。
- (3) 前2号の点検、改善等の集約に基づき、次期計画の原案を策定すること。
- (4) その他計画の円滑な執行のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 点検推進委員会は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）9人以内をもって組織する。

- (1) 知識経験者
- (2) ボランティア関係者
- (3) 当事者団体関係者
- (4) 市民の代表者
- (5) 自治会連合会の代表者等
- (6) 民生委員児童委員協議会の代表者等
- (7) 行政職員
- (8) 社会福祉協議会事務局職員
- (9) その他会長が必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、5年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、原則として、在任期間10年を超えないものとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(委員長及び副委員長)

第5条 点検推進委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、点検推進委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 点検推進委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(有識者等の出席)

第7条 点検推進委員会は、必要があると認めるときは、会議に有識者等の出席

を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 点検推進委員会の庶務は、社会福祉協議会地域福祉担当において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、点検推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

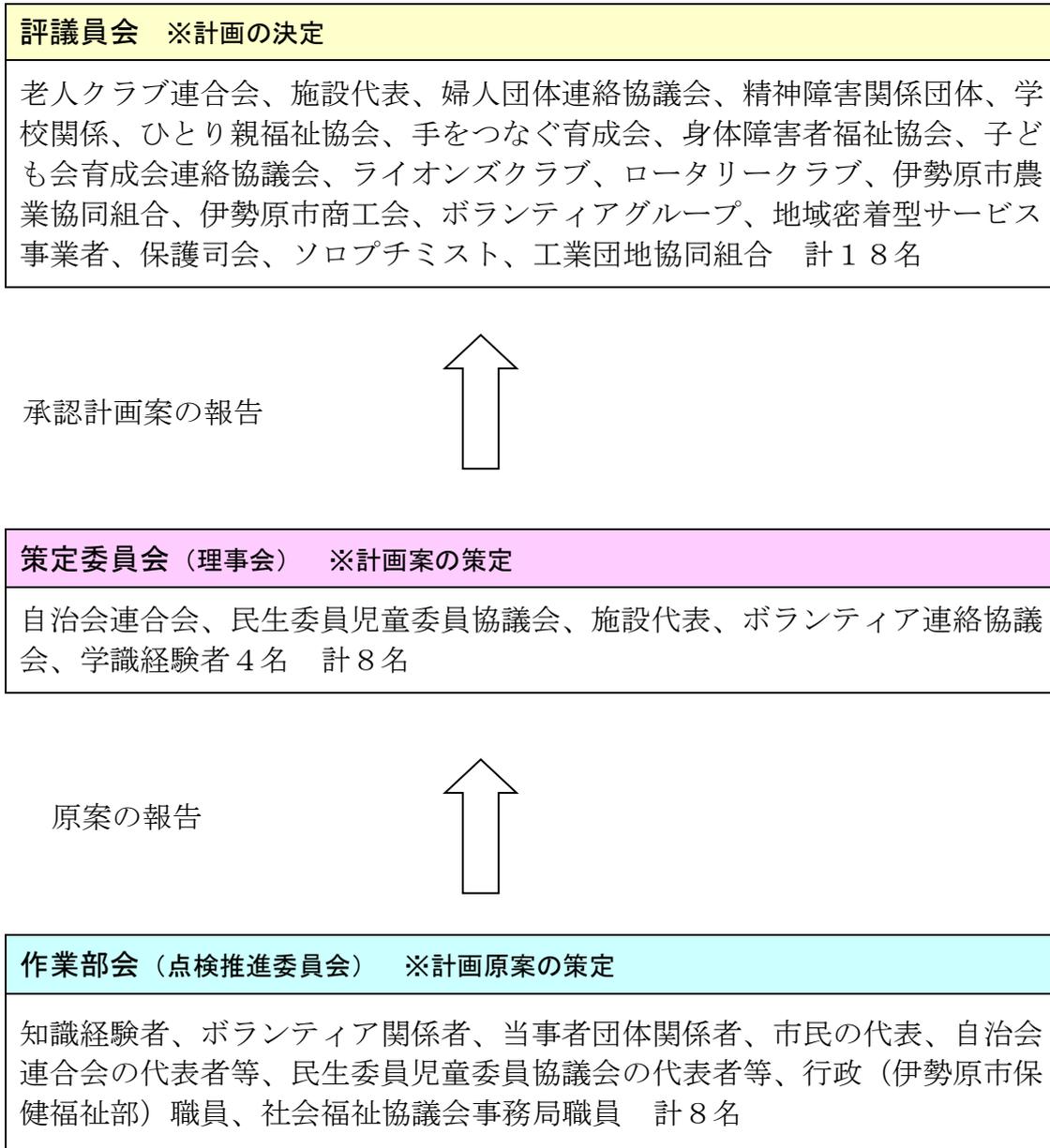
附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

□計画策定の体制図



□伊勢原市社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画策定委員名簿

氏名	役職等	備考
宮川 進	伊勢原市社会福祉協議会長	委員長
飯田 博	伊勢原市自治会連合会長	副委員長
若松 操	伊勢原市民生委員児童委員協議会長	副委員長
須藤 宣弘	伊勢原市医師会長	
妻鹿 ふみ子	東海大学健康科学部教授	
小泉 隆一郎	高齢者総合支援センター泉心荘施設長	
伊丹 経子	伊勢原市ボランティア連絡協議会	
吉野 富夫	伊勢原市社会福祉協議会事務局長	

□伊勢原市社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画点検推進委員名簿

氏名	役職等	備考
中野 いく子	元東海大学健康科学部教授	委員長
青柳 貞徳	元伊勢原市社会福祉協議会副会長	副委員長
大川 要	伊勢原市自治会連合会理事	
若松 操	伊勢原市民生委員児童委員協議会長	
船橋 晴	伊勢原市ボランティア連絡協議会	
長谷川 幸子	社会福祉法人伊勢原市手をつなぐ育成会	
近藤 洋太	伊勢原市保健福祉部福祉総務課主事	
吉野 富夫	伊勢原市社会福祉協議会事務局長	

□第4次地域福祉活動計画策定の経過について

評議員会 ※計画の決定機関

回	開催日程	内容
1	平成29年11月27日	計画案の審議
2	平成30年 3月28日	計画案の審議及び計画の決定

策定委員会（理事会）

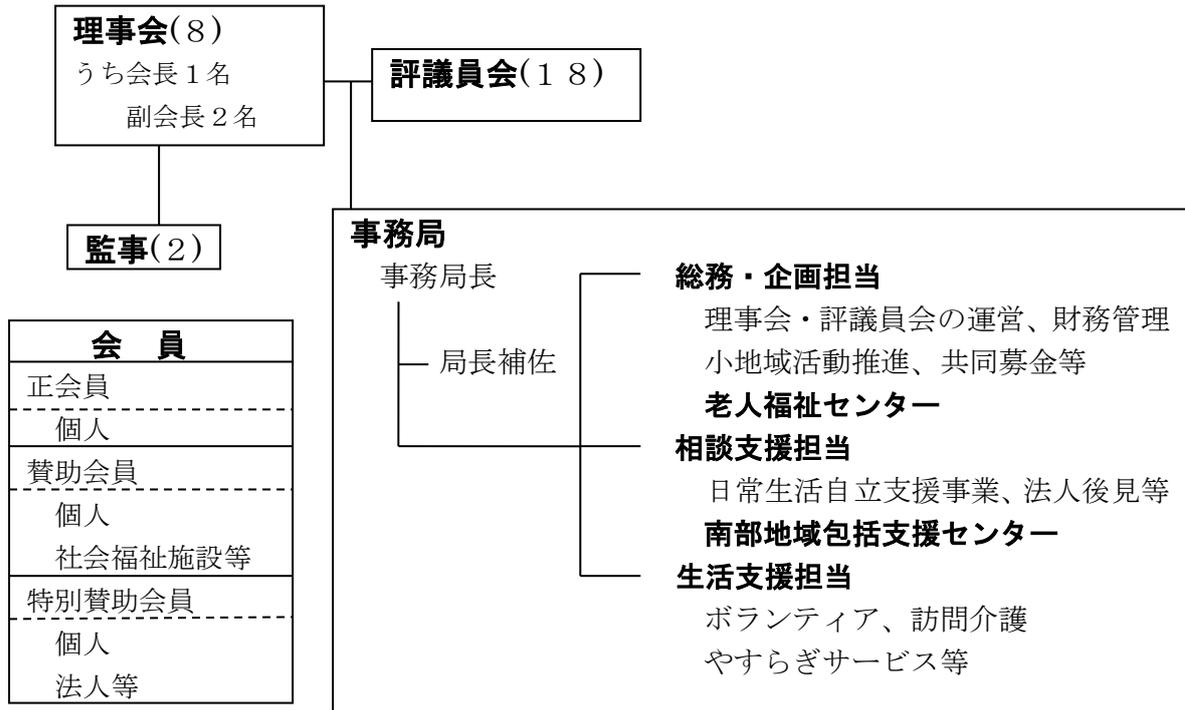
回	開催日程	内容
1	平成28年12月12日	策定方針について 策定スケジュール等
2	平成29年11月17日	計画案の審議
3	平成30年 3月16日	計画案の審議及び策定

作業部会（点検推進委員会）

回	開催日程	内容
1	平成28年 3月 3日	策定スケジュールについて
2	平成28年 7月 8日	策定方法、策定スケジュールについて
3	平成29年 3月 2日	市民向けアンケート結果について
4	平成29年 7月12日	平成28年度事業評価及び第3次計画基本 目標及び施策の方向に対する評価について
5	平成29年 8月24日	次期計画の考え方・方向性について
6	平成29年10月16日	計画原案の検討
7	平成29年11月 7日	計画原案の審議
8	平成30年 2月 7日	計画原案の審議及び策定

※パブリックコメント：平成29年12月20日～平成30年1月19日

□伊勢原市社会福祉協議会の組織体系と担当業務（H30.1.1 現在）



□平成29年度事業の概要

ボランティア活動支援関係

団体育成事業・ボランティアセンター運営事業・ボランティア講座開催事業 等

子育て支援関係事業

児童遊園遊具等設置事業・交通遺児激励事業・ひとり親家庭援護事業・養育支援家事援助ヘルパー派遣事業・ひとり親家庭居宅介護事業

高齢者関係事業

地域包括支援センター事業・老人福祉センター阿夫利荘管理運営事業・桜まつり開催事業・高齢者教養趣味講座開催事業・ふれあいミニデイ事業・認知症サポートヘルパー派遣事業・介護保険事業（訪問介護）等

障がい者関係事業

やまどり号運行事業・身体障がい児者ふれあい交流事業、障害者総合支援事業（居宅介護・移動支援）

高齢・障がい関係事業

日常生活自立支援事業・法人後見事業・成年後見権利擁護推進センター事業・紙おむつ支給事業

その他の事業

小地域活動推進事業・ネットワーク推進事業・年末たすけあい援護事業・やすらぎサービス事業・援護資金貸付事業・生活福祉資金貸付相談事業・善意銀行 等

社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会 平成30年3月
〒259-1131 伊勢原市伊勢原2-7-31 伊勢原シティプラザ1階
TEL 0463-94-9600 FAX 0463-94-5990
E-mail info@isehara-shakyo.or.jp
URL <http://www.isehara-shakyo.or.jp/>

共同募金配分事業

